

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

法第3条に掲げられた「基本理念」や、国の再犯防止推進計画の「基本方針」及び平成31年3月に策定された「山口県再犯防止推進計画」を踏まえて本計画の基本方針を次のとおりとします。

再犯を防止する取組は、市民にとって身近なものではないという現状を踏まえ、広く市民の関心と理解が得られるよう効果的な広報活動を推進します。

「仕事や住居がない」、「高齢や障がい等により地域社会で生活する上で様々な課題を抱え孤立する」など、犯罪をした者等の特性について認識を深めつつ、地域の実情に応じながら、より一層の相談支援体制の構築を推進します。

また、関係行政機関や民間関係機関と緊密な連携協力関係を築き上げ、更なる再犯防止施策への理解と協力を得るとともに、これまでなかった再犯防止の視点を施策等に反映させることにより、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

2 重点項目

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次に掲げる3つの取組を重点的に推進します。

1 広報・啓発活動の推進

再犯防止の取組には、市民の理解と協力が不可欠であることから、社会を明るくする運動をはじめとする広報・啓発活動に取り組みます。

2 就労・住居を確保するための取組の推進

犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、就労及び住居の確保が必要不可欠です。そこで、関係機関と連携した就労支援及び住居の確保に努めます。

3 行政・福祉サービスの確実な提供及び関係団体との連携強化

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、行政サービスや福祉サービスを必要としている人に対し、確実にサービスを提供するとともに、保護観察所（※1）や保護司会などの関係団体との連携を強化し、息の長い支援を行います。